

ムーンショット型研究開発事業に関する特別約款（大学・国立研究開発法人等用）

2020年2月13日制定

2020年4月27日改正

2025年3月28日改正

（乙等が締結する契約の相手方の制限に関する特則）

第1条 乙、再委託先及び共同実施先（以下「乙等」という。）は、委託業務を実施するために締結する契約（売買、請負その他の契約であり契約金額100万円未満のものを除く。）をするに当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、委託業務の遂行上、当該事業者でなければ委託業務の遂行が困難又は不相当である場合は、甲の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

2 甲は、乙等が前項の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は、乙から必要な措置を求めることができるものとし、乙は甲から求めがあった場合は、その求めに応じなければならない。

3 前二項の規定は、委託業務の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、乙は、必要な措置を講じるものとする。

（プログラムディレクター）

第2条 ムーンショット型研究開発事業において、目標毎に甲が任命するプログラムディレクター（以下「PD」という。）は、目標達成及び構想実現に向けて、ポートフォリオ（プログラムの構成（組み合わせ）や資源配分等の方針をまとめたマネジメント計画）を構築し、本事業を推進する。

（知的財産権の設定・移転）

第3条 本契約では、業務委託契約約款（大学・国立研究開発法人等用）（以下「原約款」という。）第31条第3項第四号ただし書きは適用しない。

（甲の解除権）

第4条 原約款第36条第1項に次の1号を追加する。

六 乙が、甲が公募時等に提示する応募要件を満たさなくなったとき。

2 原約款第36条第2項に以下を追加する。

また、甲は、PDや内閣府に設置する戦略協議会の助言を踏まえ、ポートフォリオを

見直す上でやむを得ないと判断する場合は、本契約を解除することができる。

(再委託先との契約)

第5条 本特別約款は、再委託先及び共同実施先に準用する。

(存続条項)

第6条 委託期間が終了し、又は原約款第36条、第37条、第38条に基づき本契約を解除された場合であっても、本特別約款第3条及び第5条は各条項の対象事由が消滅するまでなおその効力を有する。

(原約款との関係)

第7条 この特別約款に規定しない事項については、原約款の規定を適用する。

附 則

本特別約款は、2020年2月13日から施行する。

附 則

本特別約款は、2020年4月27日から施行する。

附 則

1. 本特別約款は、2025年4月1日から施行し適用する。
2. ただし、改正前の第3条及び第7条に対する規定の改正は、2025年4月1日以降に締結した契約（変更契約を含む。）から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。